

～ 平成26年8月1日から ～



火気使用の露店、屋台などの開設について 届出と消火器設置が必要です!!

平成25年8月の福知山花火大会での火災事故を踏まえ、多数の方の集まる催しにおける防火安全対策の強化のため、岡山市火災予防条例の改正等を行いました。



主催者・露店等開設者の方は下記のことにご注意
して、安全で楽しいイベントにしてください



催し（イベント）関係者の皆さまへ



多数の方の集まる催し（イベント）において、火気器具を使用する露店等を開設する場合、所轄の消防署への
届出と消火器の設置が必要！

- **多数の方の集まる催し（イベント）とは？**
祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の一時的に一定の場所に人が集まることで混雑が生じ、火災時に人命等への危険性が高まるものをいいます。
【届出・消火器設置の**必要**な例】祭礼等のほか、学園祭、フリーマーケット、朝市、町内会の夏祭り、各種団体が主催する行事など
【届出・消火器設置の**不要**な例】友人・親類同士によるバーベキュー等、参加者が個人的なつながりに留まるものなど
- **火気器具とは？**
火を使用する器具、その使用により火災発生のおそれのある器具をいいます。
【器具の例】石油、プロパンガス、炭、電気等を使用するこんろ、フライヤー、ストーブ、発電機など。ホットプレート、カセットガスこんろなども該当
- **露店等とは？**
露店、屋台その他これらに類するもので、物品等を販売・提供するものをいい、地域のお祭り・学園祭などにおける模擬店、移動店舗なども含まれます。
- **消火器の設置本数は？**
火気器具を使用する露店等1店につき、原則1本必要です。



【お問い合わせ先】

消防局予防課	234-9974	中消防署	275-1119
北消防署	226-1119	東消防署	942-9119
西消防署	256-1119	南消防署	262-0119

※届出に関する事など、お気軽にお問い合わせください。

岡山市消防局